

## 大阪市「赤ちゃんの駅」事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）を登録し、その周知を図ることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的とする。

### (事業主体)

第2条 事業の主体は大阪市とする。

### (利用対象者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、授乳又はおむつ替えを目的とする乳幼児及びその保護者とする。

### (登録対象施設)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設とする。ただし、大阪市高速電気軌道(株)が運行する市外の各駅は登録可能施設とする。

### (登録基準)

第5条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす施設とする。

- (1) 無償で授乳ができる場所を提供できること。ただし、壁、カーテンやパーテーション等で仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場所でなければならない。
- (2) 無償でおむつ替えができる場所又は設備（ベビーベッド等）を提供できること。

### (登録方法等)

第6条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

### (登録の変更)

第7条 前条2項により登録された施設（以下、「登録施設」という。）の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更・廃止の届け出があった場合は、赤ちゃんの駅登録変更・廃止通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

(表示等)

第8条 登録施設の管理者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示す標章を、施設の出入口等、利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(登録の解除)

第9条 市長は、登録施設が第5条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないことを認めるときは、登録を解除することができる。

2 市長は、前項により登録を解除した場合は、理由を付して赤ちゃんの駅解除通知書(様式第6号)により登録施設の管理者へ通知するものとする。

(施設・設備の管理)

第10条 登録施設の管理者は、当事業で使用する場所または設備について、安全性を確保し、適正な衛生管理を行わなければならない。

(施設・設備の利用)

第11条 当事業の利用者は、利用にあたり次の各号を遵守しなければならない

(1) 登録施設の管理者が示す利用条件のもとで、登録施設の管理者の指示に従い利用すること。

(2) 紙おむつなどのごみは持ち帰ること。ただし、登録施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

(利用の制限等)

第12条 登録施設の管理者は、当事業の利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退出を命ずることができる。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき

(3) その他施設管理上の支障があるとき

(実施状況報告等)

第13条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第14条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容等を市のホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。